

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第30号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 大学校の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課 程</th><th>修 業 年 限</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>研修課程</td><td>知事（<u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u>）が別に定める期間</td></tr></tbody></table>	課 程	修 業 年 限	略		研修課程	知事（ <u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u> ）が別に定める期間	<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 大学校の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課 程</th><th>修 業 年 限</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>研修課程</td><td>知事が別に定める期間</td></tr></tbody></table>	課 程	修 業 年 限	略		研修課程	知事が別に定める期間
課 程	修 業 年 限												
略													
研修課程	知事（ <u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u> ）が別に定める期間												
課 程	修 業 年 限												
略													
研修課程	知事が別に定める期間												
<p>（入校の許可）</p> <p>第4条 大学校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可（<u>養成課程、研究課程及び専門技術課程にあっては入学の許可を、研修課程にあっては受講の許可をいう。</u>）を受けなければならない。</p>	<p>（入校の許可）</p> <p>第4条 大学校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>												
<p>（授業料の徴収）</p> <p>第7条 大学校の養成課程等に在籍する者（以下「<u>学生</u>」という。）に対しては、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>（授業料の徴収）</p> <p>第7条 大学校の養成課程等に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p>												

(懲戒)

第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、学生に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学の処分は、学生が次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でないとき。
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。
- (5) 正当な理由なく授業料を滞納し、督促を受けても指定された期限までに納付しないとき。

(受講の許可の取消し)

第9条 知事は、大学の研修課程の研修を受講する者(以下「研修生」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当の理由がなくて出席が常でないとき。
- (2) 大学の秩序を乱し、その他研修生としての本分に反したとき。

(利用の許可)

第10条 略

(使用料の徴収)

第11条 前項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。

(行為の制限等)

第12条 大学において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 大学の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 大学の所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 大学の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他規則で定める行為

(利用の許可)

第8条 略

(使用料の徴収)

第9条 前条の許可を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。

<p>2 <u>知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、<u>大学校の施設の利用を拒み、又は大学校からの退去を命ずることができる。</u></u></p> <p>(措置命令等)</p> <p><u>第13条 知事は、大学校の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>に対し、<u>必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</u></u></p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第14条 知事は、<u>利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用許可を取り消すことができる。</u></u></u></p> <p>(1) <u>この条例又は規則の規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>前条の命令又は指示に従わないとき。</u></p> <p>(3) <u>利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(4) <u>詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>その他大学校の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p><u>第15条 略</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第16条 略</u></p> <p>別表(<u>第10条、第11条関係</u>) 略</p>	<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>別表(<u>第8条、第9条関係</u>) 略</p>
---	---

第2条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(課程及び修業年限)

第3条 大学の課程及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	修 業 年 限
養成課程	2年
略	

(入校の許可)

第4条 大学に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可(養成課程にあつては入学の許可を、研修課程にあつては受講の許可を、聴講(養成課程のうち特定の講義のみを受講することをいう。以下同じ。)にあつては聴講の許可をいう。)を受けなければならない。

(入校選抜手数料の徴収)

第5条 大学の養成課程に係る入校選抜試験を受けようとする者に対しては、入校選抜手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第6条 大学への入校(養成課程に係るものに限る。)を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料、受講料及び聴講料の徴収)

第7条 大学の養成課程に在籍する者(以下「学生」という。)に対しては、年額11万1,600円の授業料を徴収する。

2 大学の研修課程の研修を受講する者(以下「研修生」という。)に対しては、月額1万円の受講料を徴収する。ただし、受講期間が12月である場合の受講料の額は、年額11万1,600円とする。

3 聴講をする者(以下「聴講生」という。)に対しては、1時限につき125円の聴講料を徴収する。

(受講の許可の取消し)

第9条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことが

(課程及び修業年限)

第3条 大学の課程及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	修 業 年 限
養成課程	2年
研究課程	2年
専門技術課程	1年
略	

(入校の許可)

第4条 大学に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可(養成課程、研究課程及び専門技術課程にあつては入学の許可を、研修課程にあつては受講の許可をいう。)を受けなければならない。

(入校選抜手数料の徴収)

第5条 大学の養成課程、研究課程及び専門技術課程(以下「養成課程等」という。)に係る入校選抜試験を受けようとする者に対しては、入校選抜手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第6条 大学への入校(養成課程等に係るものに限る。)を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第7条 大学の養成課程等に在籍する者(以下「学生」という。)に対しては、授業料を徴収する。

2 前項の授業料の額は、年額10万8,000円とする。

(受講の許可の取消し)

第9条 知事は、大学の研修課程の研修を受講する者(以下「研修生」という。)が次の各号のいずれ

<p>できる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(<u>聴講の許可の取消し</u>)</p> <p><u>第10条</u> 知事は、聴講生が大学校の秩序を乱し、その他聴講生としての本分に反したと認めるときは、<u>聴講の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(措置命令等)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p><u>第16条</u> 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>授業料、受講料、入校選抜手数料及び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>別表(<u>第11条、第12条関係</u>) 略</p>	<p>かに該当すると認めるときは、<u>受講の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(措置命令等)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p><u>第15条</u> 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>授業料、入校選抜手数料及び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>別表(<u>第10条、第11条関係</u>) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年4月1日前に鳥取県立農業大学校の養成課程、研究課程又は研修課程に在籍していた者であって同日以後引き続き当該課程に在籍するものに係る養成課程の授業料の額、研究課程の修業年限若しくは授業料の額又は研修課程の受講料の額は、第2条の規定による改正後の鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第3条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。